

新発田市市民まちづくり支援課フェイスブック運用ポリシー

1 運用するソーシャルメディアの種類

フェイスブック

2 アカウント名、URL、運用者

(1) アカウント名 新発田市地域おこし協力隊

(2) URL <https://www.facebook.com/新発田市地域おこし協力隊-305826869794582/>

(3) 運用者 市民まちづくり支援課

3 目的

新発田市地域おこし協力隊が、日頃の活動に関する情報や活動地域の魅力を市内外に発信することで、地域活性化に繋げるため、地域おこし協力隊関連情報の発信及び受信を行うものです。

4 掲載内容

- (1) 新発田市地域おこし協力隊の活動報告
- (2) 新発田市及び活動地域の魅力情報
- (3) 新発田市及び活動地域のイベント告知及び報告
- (4) 新発田市地域おこし協力隊募集に関連する情報
- (5) その他、新発田市地域おこし協力隊活動に関連する情報

※上記の情報の全てを掲載するものではありません。

5 運用時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前9時00分から午後5時00分までとします。ただし、必要に応じて、上記以外の時間に発信することもあります。

6 コメント等への対応

いただいたコメントやメッセージへの返信は「イベントの状況や結果、それに関連した既成の事実」、「既に公表済みの内容で、ソーシャルメディア上で返信しても問題ないと判断された内容」又は「法令等で定められている手続や内容」に限って返信いたします。ただし、運用者が全ての投稿に対して回答することを保証するものではないことをあらかじめご承知おきください。また、返信には数日から数週間お時間をいただく場合があります。

7 遵守事項

当該ソーシャルメディアの閲覧者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならないものとします。利用者による投稿内容について次の禁止事項に該当すると

新発田市が判断した場合は、利用者に事前に何ら通知することなく、投稿の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 新発田市、他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (2) 公序良俗や法令等に違反している、又は違反するおそれのある行為
- (3) 他者に成りますなど虚偽や事実と異なる情報及び成否の確認できない噂等を掲載する行為
- (4) 営業活動、政治活動、選挙活動、宗教活動その他営利を目的とした行為
- (5) 著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害するおそれのある行為
- (6) 他の利用者又は第三者に関して、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報を特定・開示・漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する行為
- (7) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害したり、情報を引き出したりする、又は他者のアクセスを妨害する行為
- (8) 新発田市、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (9) その他新発田市が不適当と判断した行為

8 知的財産権の帰属

掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する著作権、商標権等の知的財産権は、新発田市または新発田市以外の原権利者に帰属します。個々の情報（文章、写真、イラストなど）の転載は、内容を改変せず出所を明記する場合は可能です。ただし、無断転載を禁じる旨の注記がある場合は、この限りではありません。

9 免責事項

- (1) 新発田市は、投稿にあたり細心の注意を払って行いますが、掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 新発田市は、利用者が掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 新発田市は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。
- (4) 新発田市は、利用者間、又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 新発田市は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断又は中止することがあります。

10 個人情報に関する取扱い

ソーシャルメディアを通じて新発田市が取得した個人情報については、「新発田市個人情報保護条例（平成27年新発田市条例第38号）」に基づき、適切に取り扱うものとします。また、情報の発信についても、新発田市個人情報保護条例に基づき、適切に行います。

11 運用ポリシーの変更

運用ポリシーは予告なく変更する場合があります。

附則

この運用ポリシーは、平成 31 年 1 月 7 日から施行する